

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月30日（月）午後2時から午後3時55分

2. 開催場所 八代市役所本庁舎 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員（16人）

会長	1番	白石勝敏
	2番	吉永安圭美
	3番	平野英明
	4番	橋本一郎
	5番	萩本一浩
	6番	中村和人
	7番	深田 智
	8番	高野康喜
	10番	有馬日夫
	13番	中野敏憲
職務代理者	14番	松本秀昭
	15番	木村秀子
	16番	本田友治
	17番	松田林一
	18番	倉井正治
	19番	吉田寛実

4. 欠席委員（3人）

職務代理者	9番	内田孝光
	11番	門田静子
	12番	森本 健

5. 出席推進委員（28人）

吉田和功
本田あゆ子
福島正一
齊藤光幸
中西千代志
鞍本敏男
吉川美津治
光永信一
林田孝介
矢鉾次義
山崎嘉智
石田雄一
鶴山正行
高木 淳

杉本秀雄
瀬本浩和
宮本光治郎
福本啓治
高橋 豊
上原 誠
福間定一
藤山利秋
橋本正治
上村正弘
上村武敏
寺本和男
黒田浩一郎
岩村広人

6. 議事日程

- 第1 議案第6号 農地法第3条（委員会）について
- 第2 議案第7号 農地法第4条（知事）について
- 第3 議案第8号 農地法第5条（知事）について
- 第4 議案第9号 農地法第5条事業計画変更申請について
- 第5 議案第10号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第6 議案第11号 【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）について
- 第7 議案第12号 非農地証明願について
- 第8 議案第13号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について

7. 農業委員会事務局職員

局長	泉 宜孝
主幹兼係長	宮野 優
参事	橋本周斉
主事	桑野 直
主事	平川祥子
主事	北村有希

8. 会議の概要

事務局長

定刻になりましたので、ただ今より始めさせていただきます。

今回は、通知文書で示しましたとおり、追加の審議案件があります。農業委員、農地利用最適化推進委員全員の御承認が必要である関係上、全員出席の形式を今回取らせていただいております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大防止を講じるために、国、県が示した「新しい生活様式」を用い、総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。

御発言につきましては、今回も挙手をしていただき、事務局職員がマイクをお持ちしますので、その場で、着座にて発言していただきます。よろしくごお願い致します。

総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭で発言していただきます。
以上、委員の皆様方には大変御不便をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願い致します。

それでは、ただ今から5月の総会を開会したいと思います。

本日は、内田委員、門田委員、森本委員から欠席の連絡が入っております。

本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしくお願ひ致します。

議 長

皆さん、こんにちは。

本日は、推進委員の方が、全員御参加ということで、早くこのような状態で総会ができることを望んでおります。今日は、よろしくお願ひ致します。

それでは、総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様の御協力をよろしくお願ひ申し上げます。

最初に、本日の議事録署名委員を指名します。

3番 平野英明委員、4番 橋本一郎委員に、お願ひ致します。

それでは議事に入りますが、今月は、法の性質上、先に審議しなければならない議案がありますことから、議案書の議案番号順とならず、前後して進行しますので、よろしくお願ひします。

それでは、まず、議案第7号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願ひします。

事務局

議案第7号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案書4ページのとおり付議致します。

4ページをお願ひ致します。

今月の申請は2件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは、最初に、農地転用許可の立地基準について説明致します。

1番並びに、2番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある区域にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されることから、不許可の例外規定に該当し、また無断転用のため土地選定の代替地はなく、許可は可能と判断しました。

なお、無断転用であることから、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、一般基準について説明致します。

農地転用の確実性や、周辺農地に今まで悪影響を及ぼしていないことなどから、全ての案件が、許可は可能と判断致しました。

	<p>それでは、御審議方よろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。</p> <p>1 番、麦島。</p>
推進委員	<p>植柳・麦島地区担当の矢鉾です。申請番号 1 番について説明致します。</p> <p>5 月 2 5 日に、吉田委員さんと現地確認しました。</p> <p>申請地は、現在、個人住宅が建って空き家となっており、売却も計画したところ、無断転用であることが判明したそうです。既に住宅地としての土地であり、付近の農作物に被害を及ぼす恐れはないと思われます。</p> <p>なお、この案件には始末書が添付されております。</p> <p>御審議方よろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>2 番、金剛。</p>
推進委員	<p>金剛の鶴山です。申請番号 2 番について説明します。</p> <p>2 9 日、内田委員と現地確認をしました。</p> <p>申請地は、平成 2 0 年、親から相続し、昔から住宅として住んでいましたが、今回、用地買収に伴い、転用許可を得ていないことが分かり、申請に至りました。</p> <p>審議よろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>では、異議がなければ挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員ということで認めることと致します。よって、申請を許可致します。</p> <p>それでは次に、議案第 9 号、農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 9 号、農地法第 5 条事業計画変更申請について、議案書 1 1 ページから 1 2 ページのとおり付議致します。</p>

今月の申請は2件で、その内容は、議案書記載のとおりです。

1番の案件は、令和元年6月6日付で、農地転用許可を受けた事業計画について、3年間の一時転用期間の満了に伴い、承継者の要望により、許可後、承継者に変更して更新を行い、引き続き事業を実施するために必要となる承認申請です。

当初の転用目的は、ハラン栽培による営農型太陽光発電設備として利用するもので、許可後も、ハラン栽培による営農型太陽光発電設備として利用する内容となっています。

承継者は、電気事業などを営む会社で、全国で200メガワット以上の太陽光発電所を有しており、営農型太陽光発電所としては、三重県、長崎県、高知県に発電所を有し、荒廃農地の再生と発電を行っています。熊本県内では、上天草市や植木町、また本市でも発電事業を行っており、更なる規模拡大を図る目的での申請となります。

なお、下部の農地の耕作者も今月申請の基盤強化法による利用権設定で変更されません。

耕作者は、農地所有適格法人であり、九州管内では長崎県平戸市や佐世保市、また、宮崎県宮崎市で営農型太陽光パネルの下で、ハラン栽培を行っています。

申請地は、農振農用地区域内にある農地に区分され、仮設工作物の設置の一時的な利用に供するために行うものであること、用途に供する見込みが確実であることなどから承認できると判断しました。

なお、この案件については、議案第8号、「農地法第5条の規定による許可申請について」、9ページの申請番号12番と同時に、申請がなされております。

次に、2番の案件は、平成28年7月1日付で、農地転用許可を受けた事業計画について、当初事業計画者の事業遂行が困難になったため、許可後、承継者に変更し、かつ事業計画の目的を変更するために必要となる承認申請です。

当初の転用目的は、貸家として利用するものでしたが、許可後、個人住宅として利用する内容となっています。

申請地は、第2種農地に区分され、転用行為を行うのに必要な資力が確保されていること、用途に供する見込みが確実であることなどから、承認できると判断しました。

なお、この案件については、議案第8号、「農地法第5条の規定による許可申請について」、10ページの申請番号13番と同時に申請がなされております。

それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、二見。

推進委員

二見担当の瀬本です。1番について説明します。

15件です。内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは最初に、農地転用許可の立地基準について説明致します。

1番から2番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

なお、2番の案件については、一部が無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

6ページをお願いします。

次に、3番の案件は、上・下水道の2管が埋設されている道路の沿道で、概ね50メートル以内に2以上の医療施設、その他の公共施設または公益的施設がある農地のため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

次に、4番から、8ページ10番までの案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

8ページをお願いします。

次に、11番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

9ページをお願いします。

次に、12番の案件は、先ほど御審議いただいた議案第9号、「農地法第5条事業計画変更」、11ページの申請番号1番と同時申請されている案件となります。

申請地は、農振農用地区域内にある農地に区分され、転用者は電気事業などを営む法人です。二見本町の田の一部に、前事業者が令和元年6月6日付の転用許可に基づき、営農型太陽光発電設備を設置しましたが、3年間の一時転用期間の満了に伴い、承継者が事業承継し、さらに3年間の一時転用の更新を行うものです。

土地利用計画の内容は、引き続き下部の農地でハランを栽培し、上部にて太陽光発電設備を設置し、発電事業を継続する計画です。

また、設備の内容は、支柱の高さ2.5メートルから3.4メートルで、太陽光パネル2,912枚、パネル出力800.8キロワット、遮光率は67.1パーセントです。

ハラン栽培は、定植から、4年から5年間は収穫が見込めない作物であり、状況報告書の知見者からの所見では、「生育具合に問題はなく、適切に管理が行われている。」との意見がなされています。また、知見者からの意見書においても、本事案に関して、「栽培や収量に影響がなく、適切である。」との意見がなされています。

よって、これらの状況を総合的に勘案し、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱い」に係る農林水産省通知に基づく要件を満たし、営農の適切な継続が見込まれると判断され、一時転用許可は可能と判断しました。

開発により売買された団地になります。

2筆目と3筆目は、1筆目を起点に○側の市道を挟み△メートル付近に、2筆目の長田町字○○△△△△番、459平方メートルと3筆目の△△△△番、958平方メートル、△△△△番と△△△△番は隣接しております。

譲受人は、熊本市中央区の建築会社です。

譲渡人は、○○○にお住いの女性、2筆目と3筆目の申請地に関しては、申請地は亡き○より相続しましたが、△△△△番の一部農地に、昭和57年頃に、亡き○○が○○小屋として建築、その後、○が○○○○店の店舗として利用されてきました。平成20年に○が亡くなり、老朽化した小屋として放置しておりましたが、一部無断転用につき、始末書が添付してあります。

事業計画は、宅地分譲7区画、△△△△番と△△△△番に面したところが△メートル未満のため、7.8平方メートルを道路後退し、道路幅員△メートルとして、道路面積214.80平方メートルになります。6区画の合計面積は、1,680.57平方メートルで、道路後退部分は○○○に寄附致します。

造成工事、給排水工事関係等、問題ないと思われまます。

申請番号3番、申請地は、上日置町字○○△△△△番の△、△△△△番の△、△△△△番の△の3筆で、合わせて2,736平方メートルです。○側に道路を挟み、○○○○○○○○○○○○○○新八代駅前店、○に△△メートル付近に○○○○があります。

譲受人は、熊本市南区で、平成27年に会社を設立され、不動産売買を主体に事業を展開しています。

譲渡人は、福岡市2名、八代市豊原下町1名の3名で、各々持分3分の1を所有。

事業計画として、建売住宅10区画、申請地内に道路幅員6.01メートルを設け、分譲区画は2,232.80平方メートル、大規模店舗と新八代駅公園があり、住環境に最適と判断し、今回の申請となりました。

申請番号4番、申請地は、福正町字○○△△△△番の△で535平方メートル、○側△△メートル付近に、水無川と○○○○貯水槽、○側○○○メートル付近に○○○八代工場の○○○○、両隣は家屋、近隣の住人の話によりますと、遊休農地で、50年ほど前に水無川が氾濫し、○○の経験があるそうです。

譲受人は、○○○町の建築会社です。譲渡人は、合志市の会社員です。

事業計画として、住宅供給用の分譲地を計画しました。

申請番号5番、申請地は、井上町字○○○△△△番の△で372平方メートル、○側△△メートル付近に、○○○○病院○駐車場、○側△△メートル付近に八代市太田郷出張所、○側△△メートル付近に集合住宅○○○○○○○があります。

譲受人は、井上町の団体職員、譲渡人は、横手新町で3分の2と3分の1を所有する2人、事業計画では、現在実家で暮らしておりますが、子供3人の成長とともに手

狭になったため、実家と隣接している申請地に、必要とのこと。両隣は家屋なので問題ないと思われま。

申請番号6番、申請地は、井上町字〇〇△△△の△と△△△番地の468平方メートルです。

〇〇△△メートル付近にJR鹿児島本線と〇〇〇〇〇〇〇〇集荷場、〇に△△△メートル付近に臨港線、〇に△△メートル付近に集合住宅〇〇〇〇〇〇ハイツです。

譲受人は、竹原町にアパート住まいの御二人です。

譲渡人は、井上町、農業男性、申請地は祖父の所有地であり、贈与により取得し、個人住宅を建築したいとのこと。申請地の奥に農地がありますが、里道があり、圃場への農用機等の出入りは可能と思います。また、造成中、造成後、給排水等は問題ないと思われま。

申請番号7番、申請地は、竹原町字〇〇△△△△番の△、26平方メートルの畑、〇側△△△メートル付近に〇〇〇〇病院、〇側△△△メートル付近に〇〇〇〇〇〇販売所、〇側△△△メートル付近に臨港線があります。

譲受人は、竹原町会社員男性、譲渡人は、竹原町無職女性、事業の目的は、自宅に隣接した土地を所有者に相談し、敷地進入路の拡張用地として計画しました。

譲受人が不在のため、近隣の方から事情をお聞きしましたが、営業用の車が大きく、自宅前に駐車できないと言っておられたそうです。北側に畑が面しておりますが、住宅に囲まれているので、問題はないと思われま。

以上、御審議方よろしくお願ひ致します。

議 長

8番、麦島。

推進委員

植柳・麦島地区担当の矢鉾です。申請番号8番、9番を続けて説明致します。

8番は、申請地の転用目的は、個人住宅を建設したいということです。

申請地は、住宅や道路に囲まれており、〇側に農地がありますが、影響はないと思われま。

続いて、9番をお願いします。

個人住宅建設予定地として、一体で売買契約されますが、うち4筆が宅地でありますが、今回の申請地のみが農地であるため、建物の敷地一体として利用するための転用申請です。

何ら問題はないと思います。御審議方よろしくお願ひ致します。

議 長

10番、高田。

推進委員

申請番号10番について説明致します。

	<p>5月25日、現地にて、高野農業委員と確認してまいりました。</p> <p>こちらは、八代工業高校から高田の方に入りまして、約△キロメートル地点位になります。</p> <p>周りは住宅地でありまして、自分の親の農地を借りて、住宅を建てたいということでございます。御審議のほうをよろしくお願い致します。</p>
議 長	11番、金剛。
推進委員	<p>金剛の鶴山です。申請番号11番について説明します。</p> <p>29日、内田委員と現地確認を行いました。</p> <p>申請地は、金剛小学校と八代第六中学校の〇〇〇〇に位置します。</p> <p>受け人は、現在、貸家住まいをしています。子供の将来を考えて学校近くの申請地に、個人住宅を建設したいとのことです。</p> <p>東側に県道、西側に用排水路、南北に住宅に囲まれ、影響はないと思われま。御審議お願いします。</p>
議 長	12番、二見。これは先ほど御審議いただきました案件ですが、説明をお願いします。
推進委員	<p>二見担当の瀬本です。12番について説明します。</p> <p>先程の営農型太陽光発電で、内容は同じです。</p> <p>支柱等の転用届の転用面積は、3.73平方メートルです。</p> <p>御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	13番、千丁。
推進委員	<p>千丁の高橋です。13番、14番について説明します。</p> <p>13番は、〇〇〇です。アパート近辺に、新八代停車場線があり、そこから〇に△△メートル行ったところ。何も問題はありません。</p> <p>14番、〇〇〇です。千丁中学校から〇へ△△△メートル行ったところ。何も問題はありません。</p>
議 長	15番、鏡。
推進委員	<p>鏡地区担当の寺本です。申請番号15番について説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人の方は、親族になります。個人住宅地への移転、転用についてです。</p>

申請地は、○側方向の外、3方向を住宅に面しております。農地はありません。住宅地としては適していると思います。御審議よろしく申し上げます。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることと致します。よって、申請を許可致します。

ただし、先ほど12番の二見の案件は、営農型太陽光発電施設であるため、県の諮問会議に、許可相当として進達を致します。

続いて、議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページから3ページのとおり付議致します。

今月は、売買による取得が2件、贈与が1件、区分地上権の許可申請が1件ありました。

最初に、1番から3番の所有権移転について、御説明致します。

地目は、田7,657平方メートル、畑1,693.61平方メートル、合計の9,350.61平方メートルです。

内容につきましては、議案書記載のとおりです。

これらは、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと判断しました。

2ページをお願いします。

次に、4番の区分地上権の設定について御説明します。

地目は、田、1万1,330平方メートルです。

内容につきましては、先ほど御審議いただきました営農型太陽光発電設備設置のため、農地の空中部分に区分地上権設定の許可を申請するものです。

今回の案件のように、太陽光発電設備の設置者と営農者が異なる場合には、太陽光発電設備の設置者は、農地の空中部分を利用することから、農地法第3条第1項の許可を受けることが必要です。

なお、農地法第3条第2項ただし書により、農地法第3条第2項各号に列記されて

いる全部効率利用要件、常時従事要件、下限面積要件等の要件を満たす必要がない案件になります。

それでは、御審議方よろしく申し上げます。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1 番、八千把。

推進委員

八千把担当の中面です。申請番号1 番について説明します。

申請地は、海士江町の新八千把橋から〇へ△△△メートル行ったところで、現況、〇〇として利用されている農地で、今回、譲渡人の〇〇〇〇の要望により、譲受人の〇〇〇〇〇〇さんが、規模拡大のため取得されることになりました。何ら問題はないと思います。審議をお願いします。

議 長

2 番、太田郷。

推進委員

2 番、太田郷・代陽地区担当、吉川です。

5 月 2 7 日に、有馬委員と確認致しました。

農地法第 3 条第 1 項を説明します。返戻願の報告と、それを受理した旨の 3 条申請の案件です。3 条申請の案件のみ御審議をお願いいたします。

申請地は、前回の令和 4 年 4 月 2 7 日に、総会で審議されました案件で、2 筆の内、1 筆が売買対象ではなかったとのことで、委員会より許可を頂きましたが、錯誤である旨、譲受人からの説明があり、返戻願の提出がありました。

譲受人は、千丁町の有限会社で大きな農業を営んでいる方で、譲渡人は、山鹿市にお住まいの無職 7 1 歳男性です。

返戻願について、申請地の農地は、中片町字〇〇〇△△△番、3 7 4 平方メートル、〇側の△△△メートル付近に、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇八代店があります。

以上が報告案件となります。

続けて説明いたします。返戻願申請地の残り 1 筆は、3 条再申請となります。

申請地は、西片町字〇〇△△△△番の△、1, 1 8 3 平方メートル、〇側△△メートル付近に〇〇〇〇八代支店〇〇〇〇センターがあります。

譲受人、譲渡人も同人です。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

議 長

3 番、二見。

推進委員

二見担当の瀬本です。3番と4番、続けて行います。3番について説明します。
5月16日、農業委員さん、行政書士の方、事務局の4人で現地確認を行いました。
場所は、二見本町、田10筆、畑6筆、点在しており、親から子に所有権の無償贈与ということで、何ら問題ないと思われます。御審議の方をよろしくお願ひします。
続けて、申請番号4番について説明します。
営農型太陽光発電設備の交渉を行い、区分地上権の設定について、譲渡人と譲受人の間で、3年間の使用収益権の設定に伴う申請になります。御審議の方をよろしくお願ひします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることと致します。よって、申請を許可致します。
それでは次に、議案第10号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第10号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を、議案書13ページから33ページのとおり付議致します。

今月は、貸借権設定が32件、面積は13万7,327.27平方メートル、所有権移転が9件、面積は3万1,206平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断されます。

なお、この基盤強化法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取れますので、農地として、売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますようお願い致します。

来月6月の、熊本県農業公社との農地の所有権移転は、6月13日月曜日を予定しています。

現時点で関係する地区は、昭和同仁町の予定です。地区の担当委員さんには、農業公社との調整ができ次第、日程を連絡しますので、よろしくお願ひ致します。

以上です。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました。皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

それでは次に、議案第11号、農地中間管理機構等による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第11号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理権の取得、農用地利用集積計画を議案書34ページから48ページのとおり付議致します。

今月の農地中間管理権の取得は、賃借権設定が28件で、面積は14万8,016平方メートル、使用貸借権設定が1件で、面積は7,401平方メートル、合計の面積は15万5,417平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断されます。

議案第11号の説明につきましては、以上です。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました。皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これは農地中間管理機構等による農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

それでは次に、議案第12号、非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第12号、非農地証明願について、議案書49ページのとおり付議します。

今月の申請は1件で、その内容は議案書記載のとおりです。

1番の案件は、山林であることの証明願です。

申請地は、以前より山林でしたが、今般、地目が田及び切替畑であることが判明しました。現地は、山林原野化して山林の様相を呈しており、農地に復元することの条件整備が著しく困難な場合に該当し、令和4年5月9日に、泉地区農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地調査を行った結果、非農地と判断しているところで

	<p>す。御審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。</p> <p>1 番、泉。</p>
推進委員	<p>泉地区担当の岩村です。</p> <p>先程、事務局から説明がありましたとおり、5月9日に松田委員さんと私、そして事務局職員とで現地調査を行いました結果、現地は、山林の様相を呈しており、非農地として何ら問題ないと思われますので、御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>以上の案件につきまして、皆さんから何か質問ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>では、異議がなければ挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員ということで認めることとし、農地を第2条第1項に規定する農地に該当しないため、証明書を交付することと決定致します。</p> <p>それでは次に、追加議案第13号、令和4年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第13号、「令和4年度最適化活動の目標の設定等」について、本日配付の議案書に基づき、内容を御説明いたします。</p> <p>農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、「農地の集積」、「遊休農地の解消」、「新規参入の促進」といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされています。</p> <p>令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」により、最適化活動の目標の設定や推進委員と農業委員との役割分担等についての考え方が示され、令和4年度から、農業委員会は毎年度、最適化活動の目標を設定し、都道府県農業委員会ネットワーク機構、本県においては一般社団法人熊本県農業会議の確認を受けた上で公表し、都道府県知事に報告することとなっています。</p> <p>先日、5月23日に、八代市農業委員会事務局側で作成した「令和4年度最適化活</p>

動の目標の設定（案）」について、熊本県農業会議による確認作業が実施され、助言に基づく目標内容の修正、見直しなどを行い、八代市農業委員会の本年度の「最適化活動の目標」について、委員の皆さんにお諮りするものでございます。

それでは、1ページを御覧ください。

まず、区分Ⅰ、農業委員会の状況の2、農家・農地等の概要の各項目の数値は、直近の2020年農林業センサスや耕地及び作付面積統計、また本市が保有、若しくは熊本県に報告しております数値などを用いて記入しております。

2ページをお願いします。

次に、区分Ⅱ、最適化活動の目標の1、最適化活動の成果目標、(1)農地の集積、①現状及び課題欄の、これまでの集積面積(B)の数値は、本市が県に報告している令和4年3月末時点の認定農業者や認定新規就農者などへの集積面積を記入、集積率は69.6パーセントとなっています。

続いて、②目標欄の農地の集積の目標年度及び集積率の設定については、熊本県が定めております「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」で設定している農用地の利用集積に関する目標を、本会の目標とし、また、今年度末の集積率(目標)70.9パーセントは、目標年度の令和11年度までの8年間で目標集積率80%とするためには、現在の集積率69.6パーセントから10.4パーセント上昇させる必要があることから、平均した上昇率を確保していくことが、達成に向けて無理がない取組みであると考え、毎年度に1.3%ずつ、これは10.4%を8年で割った平均ポイントになりますが、毎年度に1.3%ずつ集積率を向上させていく計算となったため、70.9%に設定しております。

次の項目、(2)遊休農地の解消、①現状及び課題欄の直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況の数値は、昨年度9月から10月にかけて、委員の皆さんが調査されました「利用状況調査」を基に集計した面積を記入しています。

続いて、②目標欄のア、既存遊休農地の解消、a、緑区分の遊休農地の解消の下段、「緑区分の遊休農地の解消目標面積」の設定につきましては、令和3年度利用状況調査により判明した緑区分の遊休農地を令和4年度から令和8年度までの5年間で解消することとし、毎年度、当該遊休農地の面積を5分の1ずつ減少させることを目標として設定するとされていることから、14ヘクタールの5分の1の面積2.8ヘクタールとしています。

続いて、b、黄区分の遊休農地の解消に係る目標については、都道府県、市町村、農地バンク等と協議し、基盤整備事業の実施など、黄色区分の遊休農地の解消のための工程表を策定することを目標として設定するとされていますが、この工程表のひな型については、農林水産省において検討中であり、現時点では示されていないため、具体的な内容が示され次第、作成することとなります。

続いて、最下段のイ、新規発生遊休農地の解消の目標設定については、前年度の利

用状況調査により新たに判明した緑区分の遊休農地を当該活動年度にその全てを解消することを目標として設定する、とされていることから、令和3年度の利用状況調査において新たに判明した緑区分の遊休農地4.5ヘクタールを解消目標面積として設定しております。

3ページをお願いします。

次の項目、(3)新規参入の促進、①現状及び課題欄の、令和1年度、令和2年度、令和3年度新規参入者の数値は、本市が保有し、県などに報告している数値を記入しております。

続いて、②目標欄の上段、権利移動面積は、毎年度、農業委員会事務局で集計し、県に報告している「農業委員会実態調査表」の数値から、農地法第3条第1項の規定による許可及び農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された農用地利用集積計画による権利の設定又は移転が行われた納期の面積を記入しています。

また、下段の目標面積につきましては、過去3年度の権利移動面積の平均370ヘクタールの1割の37ヘクタールを設定しています。

次に移ります。

続いては、2、最適化活動の活動目標、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標の、1人当たりの活動日数は、先月の4月総会後の研修会において説明してまいりました、月当たりの平均活動日数を6日以上として設定し、最適化活動を行う委員は、中立委員を除く全ての委員としております。

次の項目、(2)活動強化月間の設定目標についてですが、農業委員会は毎年度、「利用状況調査」とは別に、活動強化月間として、3月以上、年間3回以上を設定することを目標とすることとなっていることから、活動強化月間の設定回数を3回とし、強化月間の具体的な取組時期・内容としましては、7月及び11月に農地パトロールによる遊休農地の発見・解消活動などに取り組む「遊休農地解消活動月間」を、令和5年2月に農地の出し手・受け手の情報収集や意向把握、担い手への農地利用の集積などに取り組む「農地利用集積月間」を設定しております。

この活動強化月間での取組項目は、最適化活動と位置づける「担い手への農地集積・集約化」、「遊休農地の解消」、「新規参入の促進」に該当する取組である必要があることから、「新規参入の促進」活動につきましては、強化月間の取組項目として若干無理があるのではないかと考え、「遊休農地解消活動月間」と「農地利用集積月間」の2項目を設定した次第でございます。この活動強化月間は、最適化活動を行う全ての委員が一斉に同じ活動に取り組むこととなります。

次の項目、(3)新規参入相談会への参加目標については、都道府県や市町村等が実施する新規参入相談会に、農業委員・推進委員が1名以上参加することを目標として設定することとなっていることから、熊本県新規就農支援センターが主催し、昨年度は2回開催され、本年度においても8月に開催が予定されている「熊本県新規就農

セミナー・就農相談会」へ、1名以上参加することを目標として設定しております。

以上で、「令和4年度最適化活動の目標の設定(案)」についての説明を終わりますが、この最適化活動の目標に基づいて1年間、活動を行っていくこととなりますが、令和4年度以降は、年度ごとに最適化活動の目標の設定を行い、また、毎年度、翌年度の5月末までに、総会において、農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、点検・評価することとなっております。

よって、委員の皆さんの日々の活動は、必ず「活動記録簿」に記入していただき、事務局への提出期限内に、毎月10日まで、御提出いただきますよう、よろしくお願い致します。

長くなりましたが、以上で説明を終わります。

御審議方よろしくお願い致します。

議長

以上の案件につきまして、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様からの質問はございませんか。

議長

今先程、〇〇係長からも説明されました案件につきまして、皆さん方の御意見をお伺いしたいと思います。毎月6日以上のお最適化活動を行っていくなどといった案件です。

推進委員

鏡の福間です。

先月の総会に、参加していなかった関係で、お聞きします。

この農業委員会活動記録簿についても、先月総会で、説明していたそうですが、自分では理解しにくい所がありました。

月6日以上とありますが、今までも、活動記録簿を提出する場合、今月は、委員の実績がありません、と書いてありましたが、あまり問題がない地域も、結構あると思うわけです。うちの地域でも、ほとんどが農振地域であり、今まで問題はなく、後は個人個人の貸し借りがあるぐらいです。ほとんど遊休農地も解消している所です。

月6日、活動するという場合、どういった場合で、活動したらいいのか分からない訳です。この記録簿と、去年までの農業委員会活動記録日誌、この両方に対してどういった書き方をすればいいのか。説明をお願いします。

事務局

よろしいですか。

では、私の方から少し説明させていただきます。

確かに先月、4月27日の総会の時は、全員出席ではなかったものですから、一部の委員、農業委員、推進委員の方々には、説明をさせていただいておりますが、新しい様式での農業委員会活動記録簿を、皆さんに、お配りしております、それに付随

するもので、活動記録一覧ということで、A4の横長に、各活動の項目が羅列して書かれている文書をお配りしております。

この中で、皆さんが、日々活動を行われている内容を、必ず、この活動記録簿に記載することになっていますが、例えば、今日、農業委員会の総会に参加したというのも当然書いていただくこととなります。その中で、今度は、それぞれの委員さん達が、日々圃場を見て回ったりとか、担い手、出し手・受け手あたりの意向把握をされたりとか、いろいろな活動を、この記録簿の中に書いていただきたいということです。これが基本でございます。

中々、月6日以上活動が難しい中で、特に地域でも差がありまして、難しい側面がある、というお話でございますが、これは、何を説明したいかということ、最適化活動を月6日以上行わないと、皆さんの活動実績による実績報酬がもらえないことが一つ、尚且つ、月に1日以上は、必ず農業委員と推進委員で、最適化活動をしていただく必要がありまして、最適化交付金で農業委員会全体がもらえる交付金がございます。これも、もらえなくなるという側面がありますので、まず個人個人さんの実績報酬によるものは、平均月6日以上、12か月で月6日ですので72日ですね。

年間72日間以上取れば平均6日以上になりますが、特にこの活動はどういうことをすればいいのかということ、大変難しい側面があるかと思いますが、当然、記載例の中にも、もう一番上に書いてありますが、農業委員さんの中で農業者の方がいらっしゃれば、当然自分の圃場を持っておられると。耕作もされているということで、自分の圃場に向かう途中、何々地区の何々付近の圃場に、異常がないことを確認したことでも、当然最適化活動の一つに当たります。

何にあたるかということ、遊休農地の発生防止の解消活動も、現地確認になるということで、当然、自分の圃場に、お仕事に行かれますから、そのあたりを書かれるのも一つの方法だし、地区の皆さんから、自分らはもう農業をやめたいと、誰か借り手はいないかという相談を受ければ、当然出し手、受け手の把握まであるし、何らかの活動をより細かくまでは言いませんが、その日その日に起こった活動を、お配りしている活動記録の中に書いていただければということでございます。

このような活動をしたけど、少し書き方が分からないとか、どんな方法を取っていいか分からないということがあれば、〇〇の方までお電話なり、お聞きしていただいて、私の方で、活動記録の書き方について、レクチャーをしながら進めていきたいと思っております。

既に、ある地区については、もう一回教えて下さい、ということで、農業委員、推進委員さんが、市役所の方に一堂に来られて、勉強会をもう一度された事案もございます。

なので、例えば、我々の地区では、農業委員と推進委員がいますが、まとめて、もう一度説明を受けたいということであれば、申して下さい。場所を取って私どもで、

もう一回、御説明はしたいと考えております。

先程から何回も言いますが、日々の活動の中では、最適化活動にあたる活動が難しい側面もあります。特に、6日以上活動しなければならないということは、厳しい側面もあるかと思えます。

そこは、一応6日以上、4月にも申し上げましたが、国の申合せ事項については、全国農業委員会の会長代表者集会の申合せ事項としては、月当たり10日以上にしてくださいという申合せ事項の決議がなされております。本来は10日以上というのを設定しなければならないのかなと思えますが、各農業委員会の実情において設定することができるということで、八代市農業委員会は6日にしようという取組をしようということで、その設定をさせていただいております。

議 長 他にはないでしょうか。はい、どうぞ。

推進委員 今の説明について、まだ良く分からなかったんですが、以前の活動記録日誌の中に、農業委員会総会及び総会に付随して実施する会議等への出席などもありますが、今度の農業委員会活動記録簿では、そういった項目がないです。ここは、会議名を記入でいいのでしょうか。

事務局 例えば、今、発言されたように、今日、総会に出た。若しくは、研修会も同時に受けた。という項目においては、活動報告一覧表を一枚配っておりますが、その中の一番上、1、法令による農業委員会の権限事項の中の、①総会、研修会等の出席、これを該当する項目として付けていただくということになります。

議 長 委員さんどうですか、今の事務局の説明で分かりましたか。

議 長 個人的な対応には、係長に相談して、納得する方法での説明をお願いして下さい。杉本委員さん。

推進委員 日奈久の杉本ですけれども、私も先月、4月の総会には欠席しておりました。そこで、先日、金剛と日奈久で一緒になってから、指導を受けてきました。4月の総会に欠席した委員には、やはり、講習会、勉強会で説明してもらわないと分からないと思います。お願いしたいと思います。

議 長 非常に、この問題は、少し難しくて分かりにくいという意見があるようでございます。今日の総会の中で、委員が説明された活動は、活動記録に当たるのか当たらないのか、今日の内容を見て、説明してもらえればと思いますが、いかかですか。

何か、転用には、この活動記録には当たらないという話もあるし、集約とかあつせんとか、そういった活動でないとこれを含めないというような話ですけど、内容を書くのは非常に書きにくい問題があります。

今日の審議案件の中で、この案件は活動記録に書いてよい、この転用に関しては活動記録には載せられないとか、そういうものがあるんじゃないですか。今日、委員が皆さん来ていますので、説明した要件の中からですね、少し教えてもらいたいと思います。

事務局

今、申し出のとおり、中々どういう書き方で、どういう活動が最適化活動に当たるのか等々、少し分かりにくい部分がありますが、私の方も、色々読み込みながら、こういった活動は、活動に当たるんだろうかというのを、県の農業会議あたりに再度お尋ねしながら、最適化活動に当たる、当たらないという判断をさせていただいている次第でございます。

一応、活動の事例ということで、例えば、こういう活動は、活動項目のどの項目に当たる、というようなものの一覧表を、私の方で、思いつく限り、作らせていただいて、皆さんにお配りするのも一つの方法かな、とは考えています。

毎月、提出を頂くような形になるので、取り急ぎ提出されるときには、私の方で、事務局の窓口にご持参いただいた方に、それぞれ聞き取りをしながら、この項目はどんな活動をされているんですかということで、この活動であれば、どの項目のどれに当たりますね、ということで、確認しながら修正等を受け取るということをしております。それがちょっと難しい方については、私の方で、今お渡しして頂いている方々についてはチェックを入れて、これは最適化活動に当たるのではないだろうかというのは最適化活動に持ってきたりとか、少々当たらないということであれば、少々当たらない方向に書換えたり等、私の方でしています。

ただ、中々書き方も難しく、どの項目に、どの活動が当たるのかというのは、再三再四、先程から説明させていただいている中でも難しい、ということですので、一覧表にして、こういった活動が、どの項目に当たるというのを簡単に作りたいなと思います。

皆さんが、概ねこういった活動をされるであろうという、比較的多い活動を抽出しながら、一覧表を作りたいなと思います。そこは、お待ちいただければと思います。

議長

以上のこの活動記録簿の提出ですね、非常に、皆様方も初めての試みであり、悩むべき問題はあるかと思いますが、皆さんが毎月10日までに、係長の所に、6枚持っていく。係長が、これについて対応する。

しかし、事務局が、このような書き方をして出してくださいとか、そういう例を、早く作って、皆さんに配らないと、事務局に持ってきてから修正するという中では、

事務局は、本来の仕事ができなくなります。

係長、そこは分かりやすい書き方、例を、幾つでも作って、皆さんに提示して下さい。農業委員さん、推進委員さんも大変混乱するかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

他に何か質問はありませんか。吉永委員さん。

2 番 吉永です。この前の活動記録の中に、年金加入の推進と書いてあったんですが、年金加入は、活動記録簿の活動記録には入らないんですか。

議 長 年金の活動は、その記録簿に書いていいですかと。

2 番 農業者年金です。

事務局 農業者年金の活動も、当然活動記録簿の中に記載していただく活動項目になるかと思いますが、最適化活動としては該当しません。一覧表を見ていただければ、全国農業新聞、農業者年金の普及推進については、最適化活動外の実組になっております。

ただ、別に農業者年金の普及推進という観点から、八代市も重点取組地区になっておまして、年間これだけの人数の獲得を目指すということで、別に推進活動をするという役割を担っております。

2 番 いつも、年金加入については、別に聞き取りをされますよね。それは毎月の活動記録に、記入して出せば、私の活動の内容は、一々期間を決めて事務局さんが聞かなくてもいいということですね。

一応カウントは、されないけど、年内に何か加入活動をしましたと書いて出せばいいんですよね。分かりました。

事務局 年金担当です。やはり活動記録簿と年金の活動記録は、それぞれに書いてもらいたいんです。2つ書いていただけたら助かります。取りまとめる所が、別になりますので。

2 番 では、もう別に、活動を記録するということですね。

議 長 はい、お願いします。

2 番 分かりました。

議 長 それぞれ、色々な意見があるかと思います。時間も差し迫っております。

では、改めて異議がなければ、農地利用最適化推進委員を含めて挙手をお願いします。

今の問題について、目標の設定について、手を挙げて賛成を取るという項目になっております。皆さんの挙手が必要なので、この問題について、他に異議がなければ挙手をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(全員挙手)

議 長

この問題については、挙手全員ということで認めることと致します。あとは皆様方の努力をお願いします。

本日予定の議案は全て終了しました。

今月は、農地法第5条の許可不要転用届、農地法第18条第6項の規定による合意解約の届出、通知、農地法第3条許可書の返戻願出書がありましたので、報告します。

これもちまして、5月の八代市農業委員会を閉会致します。

皆様、お疲れさまでした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和4年5月30日

八代市農業委員会 会長 _____

八代市農業委員会 委員 _____

八代市農業委員会 委員 _____